

産科医師当直応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、和歌山県内における周産期医療体制を堅持するため、開業医等の雇用により産科勤務医の宿日直に係る負担を軽減する事業（次条において「産科医師当直応援事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知別紙）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項の規定により策定した和歌山県計画に基づく産科医師当直応援事業とする。

2 補助事業を行う者は、公立大学法人和歌山県立医科大学とする。

(補助金額等)

第3条 補助事業における基準額、補助率及び補助対象経費は次の表のとおりとし、補助金の額については、基準額、補助対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

基準額	補助率	補助対象経費
1か所につき 3,840千円	10分の10	公立大学法人和歌山県立医科大学が行う産科の宿日直の負担軽減のための開業医等の産科応援医師の雇用に必要な給与費

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

提出書類	様式	提出部数	提出期限
所要額調書	別記第 1 号様式	1 部	別途通知する。
事業計画書	別記第 2 号様式		
事業に係る歳入歳出予算書（見込書） の抄本			
その他参考となる資料			

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項以外の事項に該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の軽微な変更をする場合

イ 補助事業の内容の軽微な変更をする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第３号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 前各号に掲げる事項に違反した場合、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (変更の承認)

第６条 前条第１号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業変更承認申請書（別記第４号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請手続)

第７条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第５号様式）に第４条の表に定める様式等を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前条の事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

(交付決定前着手の届出)

第８条 補助事業者は、補助金の交付決定前に事業に着手するときは、交付決定前着手届（別記第６号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第９条 規則第１３条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとし、事業の完了の日から起算して２５日を経過した日（第５条第１号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日の翌日から起算して２５日を経過した日）又は事業実施年度の翌年度の４月５日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

提出書類	様式	提出部数
所要額精算書	別記第 7 号様式	1 部
事業実績報告書	別記第 8 号様式	
事業に係る歳入歳出決算書（見込書） の抄本		
その他参考となる資料		

附 則

この要綱は、平成２６年１２月２６日から施行し、平成２６年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年９月１１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年３月２５日から施行し、令和２年度の補助金から適用する。